

○千葉県警察サイバー戦略推進要綱の制定について

令和6年8月21日例規（サ）第21号警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱の制定について（平成31年例規（サ）第12号）は、廃止する。

別添

千葉県警察サイバー戦略推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、千葉県警察サイバー戦略（以下「サイバー戦略」という。）を推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2 体制

1 サイバーセキュリティ総括責任者

（1）県本部にサイバーセキュリティ総括責任者を置き、生活安全部参事官をもって充てるものとし、サイバー戦略官と呼称する。

（2）サイバー戦略官は、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事務について、必要な連携・調整を行うものとする。

ア サイバー戦略に関すること。

イ 情報の集約・共有に関すること。

ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。

エ 人材育成方策に関すること。

オ 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。

カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関すること。

2 サイバーセキュリティ責任者

（1）県本部にサイバーセキュリティ責任者を置き、生活安全部サイバー犯罪対策課長をもって充てる。

（2）サイバーセキュリティ責任者は、サイバー空間の脅威に関する事務について、前記1に規定するサイバー戦略官を補佐するものとする。

3 サイバー戦略員

（1）庶務担当課にサイバー戦略員を置き、課長補佐をもって充てる。

なお、関東管区警察局千葉県情報通信部情報技術解析課（以下「情報技術解析課」という。）にあっては、サイバー戦略員に情報技術解析課課長代理を充てる。

（2）サイバー戦略員は、サイバー空間の脅威に関する事務について、部内の必要な連絡調整を行うものとする。

4 サイバー捜査支援センター

千葉県警察の組織に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第15号）第57条に定めるサイバー捜査支援センターは、千葉県警察サイバー捜査支援センター（Cyber Investigation Support Center）と呼称し、略称を「CISC（シスク）」とする。

第3 委員会等

1 委員会

（1）設置

県本部に千葉県警察サイバー戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（2）任務

委員会は、サイバー空間の脅威に的確に対処するための基本方針を審議し、サイバー戦略を策定することを任務とする。

（3）構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって

充てる。

委員長	本部長
副委員長	生活安全部長 総務部長 警備部長
委員	警務部長 地域部長 刑事部長 交通部長 刑事部組織犯罪対策本部長 関東管区警察局千葉県情報通信部長 サイバー戦略官

(4) 運営

ア 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

イ 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

ウ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求めることができる。

エ 前記アからウまでに定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

2 幹事会

(1) 設置

委員会に千葉県警察サイバー戦略推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(2) 任務

幹事会は、委員会を補佐し、サイバー空間の脅威に関する情報を一元的に集約し、分析するとともに、サイバー戦略に関する施策の企画、立案及び調整を図ることを任務とする。

(3) 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

幹事長	サイバー戦略官
副幹事長	サイバー犯罪対策課長 情報管理課長 公安第一課長
幹事	総務課長 警務課長 生活安全総務課長 地域課長 刑事総務課長 組織犯罪対策課長 交通総務課長 外事課長 情報技術解析課長

(4) 運営

ア 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を主宰する。

イ 幹事長に事故のあるときは、副幹事長がその職務を代理する。

ウ 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して幹事会への出席を求めることができる。

エ 前記アからウまでに定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

(5) 報告

幹事長は、幹事会の結果を委員会に報告するものとする。

3 作業部会

(1) 設置

幹事会に千葉県警察サイバー戦略推進作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(2) 任務

作業部会は、幹事会を補佐し、サイバー戦略に関する各施策の具体的な推進方針の企画、立案及び調整を図ることを任務とする。

(3) 構成

作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

作業部会長	サイバー戦略官
副作業部会長	サイバー犯罪対策課長
作業部会員	総務課課長補佐 情報管理課課長補佐 警務課課長補佐 生活安全総務課課長補佐 サイバー犯罪対策課課長補佐 地域課課長補佐 刑事総務課課長補佐 組織犯罪対策課課長補佐 交通総務課課長補佐 公安第一課課長補佐 外事課課長補佐 情報技術解析課課長代理

(4) 運営

ア 作業部会長は、必要に応じて作業部会を招集し、その議事を主宰する。

イ 作業部会長に事故のあるときは、副作業部会長がその職務を代理する。

ウ 作業部会長は、必要があると認めるときは、作業部会員以外の者に対して作業部会への出席を求めることができる。

エ 前記アからウまでに定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、作業部会長が別に定める。

(5) 報告

作業部会長は、作業部会の結果を幹事会に報告するものとする。

4 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行う。